

令和6年第20回

札幌市教育委員会会議録

※非公開に係る議案（議案第4号から第7号）を除く

議案第3号については、非公開とすべき理由が消滅したため、会議録のみ公開いたします。

令和6年第20回教育委員会会議

1 日 時 令和6年10月21日(月)13時30分～15時05分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教育長	山根直樹
委員	佐藤淳
委員	石井知子
委員	道尻豊
委員	中野倫仁
委員	朝倉由紀子
教育次長	廣川雅之
生涯学習部長	井上達雄
学校支援担当部長	池田秀利
学校教育部長	佐藤圭一
児童生徒担当部長	喜多山篤
中央図書館長	前田憲一
教職員担当部長	菅野智広
教職員課長	原田徹
服務・人事制度担当係長	渡邊敏広
総務課長	千田博史
庶務係長	新井達之
書記	滝野沢由希奈

4 傍聴者 1名

5 議 題

報告第1号 教育長職務代理者の指名について

議案第1号 札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案について

議案第2号 東区伏古本町・札幌地区の学校規模適正化等に係る今後の取組方針について

- 議案第3号 議会の議案についての市長への意見の申出について
- 議案第4号 学校職員に対する懲戒処分について
- 議案第5号 学校職員に対する懲戒処分について
- 議案第6号 学校職員に対する懲戒処分について
- 議案第7号 学校職員に対する懲戒処分について

【開 会】

○山根教育長 これより、令和6年第20回教育委員会会議を開会いたします。
本日の会議録の署名は、佐藤 淳委員と石井 知子委員にお願いいたします。
本日の議案第3号は議会の議案についての市長への意見の申出に関する事項、
議案第4号から議案第7号は、人事に係る事項でございます。
教育委員会会議規則第14条第2号及び第4号の規定により公開しないこととした
いと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、議案第3号から第7号は公開しないことといたします。
まず、審議に先立ちまして、私から報告がございます。
この度の令和6年第3回定例市議会において、教育委員の選任について議会の
同意が得られ、令和6年10月11日付で道尻豊委員が再任、また、朝倉由紀子委
員が就任されました。

まず、道尻委員よりひとこと御挨拶をいただければと存じます

○道尻委員 このたび教育委員に再任されました道尻です。本職務の重要性を改
めて認識し、札幌市における教育の充実のために職務を果たしていきたいとおも
いますので今後とも宜しくお願い申し上げます。

○山根教育長 続きまして、朝倉委員から一言お願いいたします。

○朝倉委員 この度教育委員を拝命いたしました朝倉由紀子と申します。私は、
SOC というシステムなどの開発を行う IT 企業を経営しております。普段は社員と
接する中で、非常に教育というものの大切さをつくづく感じております。会社
の取組として、高校生や小学生の、会社見学や職場体験など行ったりしておりま
して、子供たちの将来の夢に指のヒントになったらと考えて行っております。自
身も、子育てをしながら働いておりますので、様々な観点で、ご意見を述べさせ

ていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○山根教育長 朝倉委員ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【議 事】

◎報告第1号 教育長職務代理者の指名について

○山根教育長 それでは議事に入ります。第1号教育長職務代理者の指名についてであります。私からご報告させていただきます。

地方教育行政の組織及び人間に関する法律第13条第2項では教育長に事故がある教育長に事故があるとき、または、教育長が欠けたときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を行うと定めており、教育長に事故がある場合などに事務に支障をきたすことがないように、あらかじめ委員の中から職務代理者を指名することとしています。この度、これまで職務代理者を務めておりました阿部夕子委員が令和6年10月10日付けで教育委員の任期を満了し、退任されました。したがって、職務代理者を新たに指名する必要性が生じたことから、令和6年10月11日付けで佐藤 淳委員を職務代理者として指名しましたので、ご報告いたします。このことについて、何かご質問はありますか。

○山根教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 よろしければ、佐藤淳委員からご挨拶をいただければと存じます。

○佐藤委員 只今、職務代理者の指名を受けました、佐藤でございます。今後はその自覚を持って、職務に励みたいと思いますので、引き続き、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○山根教育長 ありがとうございます。報告第1号につきましては以上です。

◎議案第1号 札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案について

○山根教育長 続きまして、議案第1号札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案についてであります。事務局から説明をお願いいたします。

○中央図書館長 中央図書館長の前田でございます。議案第1号「札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案」について、ご説明いたします。

本議案は、教育委員会が中央区民センター内に設置している図書室の設置場所を改正するため提出するものです。

中央区民センターは、庁舎の整備により、中央区役所等とともに現在建設中の中央区複合庁舎への移転を予定しており、令和6年6月4日に公布された「札幌市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例」により、「札幌市区民センター条例」に定める中央区民センターの位置が複合庁舎の所在地に改正されたところです。

この改正に伴い、「札幌市図書館条例施行規則」の別表により中央区民センター内に設置している図書室の設置場所を複合庁舎の所在地に変更するのが今回の議案です。

なお、複合庁舎の供用開始は令和7年2月25日を予定しておりますが、「札幌市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例」の施行期日は、供用開始日が確実となった時点で市長が定めることとされております。

これを踏まえ、本規則案の施行期日は同条例の施行の日としております。

本議案に関する説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山根教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見がございましたら、お願い致します。

○山根教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは議案第1号につきましては提案通り決定されました。

◎議案第2号 東区伏古本町・札幌地区の学校規模適正化等に係る今後の取組方針について

○山根教育長 続きまして、議案第2号東区伏古本町・札幌地区の学校規模適正化等に係る今後の取組方針についてであります。事務局から説明をお願いいたします。

○学校支援担当部長 学校支援担当部長の池田でございます。議案第2号「東区伏古本町・札幌地区の学校規模適正化等に係る今後の取組方針について」ご説明いたします。

本案は、伏古本町・札幌地区において、学校の適正規模である通常学級12学級を下回る東苗穂小学校と、隣接する伏古小学校の学校規模適正化の取組に係る検討経過と、同地区に設置した「学校配置検討委員会から」先に提出されました意見書の内容をご報告するとともに、その趣旨を尊重して進める方針についてお諮りするものでございます。

初めに、伏古本町・札幌地区におけるこれまでの検討経過等についてご説明いたします。お手元の別紙1の1、「東区伏古本町・札幌地区の学校規模適正化等に係る今後の取組方針（案）」をご覧ください。

「1 主な検討経過」ですが、取組にあたりましては、令和3年度、地域・保護者に対して、東苗穂小学校と伏古小学校の学校規模適正化に関する札幌市の案を提示いたしました。その後、地域や保護者との意見交換や住民説明会を経て、令和5年2月、保護者や地域の代表者等で構成する「伏古本町・札幌地区 学校配置検討委員会」を設置し、取組案に基づき学校規模適正化を行う場合の課題等に関する協議・検討を行っていただきました。1年半にわたる協議の結果、過日、検討委員会から、これまでの検討を踏まえた意見書が提出されております。次ページの別紙1-2には、参考として同地域の地図情報等もお付けしていますので、適宜ご参照いただければと思います。

続いて、検討委員会から提出された意見書の内容についてご説明いたします。お手元の別紙2「意見書」の写しをご覧ください。本意見書は、10月10日付けで、検討委員会の代表委員である岩谷委員から、山根教育長あてに提出されたものでございます。各項目についてご説明いたします。

1 「伏古本町・札幌地区の小学校再編及び児童会館の複合化について」、取組案のとおり、東苗穂小学校と伏古小学校を現在の伏古小学校敷地において校舎を建て替えた上で再編し、東苗穂児童会館と伏古児童会館を複合化することとされています。

続いて、(3)「児童会館の複合化」でございます。このたびの意見書の表題にも「地域コミュニティ施設の再構築」とありますが、「札幌市市有建築物の配置基本方針」を踏まえて、児童会館を複合化すること、とされています。

続いて、(4)「再編時期」です。建築工事における週休二日制の完全実施など、近年の建築事業にまつわる社会情勢の中で、工期が見通せない状況から、具

体的な開校時期に替えて「一年でも早く改築による教育環境の整備がなされるよう最大限の配慮を行うこと」と記載されております。

次のページにまいります。2「通学区域案」についてでございます。小中学校の通学区域は、「通学区域審議会」においてご審議いただくものですが、検討委員会の意見として、再編新設校の通学区域は現在の両校の区域を合わせたものとするにとされております。

次に3「通学安全に関する要望等」ですが、新設校の開校に伴い通学距離が伸び、あるいは通学路が変更となる場合が生じることから、学校や保護者、地域がこれまで以上に連携し、地域全体の課題として通学安全の取組を充実していく必要があること、さらには教育委員会、札幌市も協力し、児童の安全、円滑な通学に十分配慮すること、とされております。

次に4「その他の要望」として4点挙げられています。(1)、(2)は、新設校の開校に向けた両校の交流事業の実施、再編前後の教職員の業務負担を考慮した人員配置などが示されています。(3)は、新設校について、両校の特色や歴史を引き継ぎつつも、将来の子どもたちのために、未来志向の「新しい学校づくり」を進めることとされております。なお、再編後の学校名について、現在の両校の名前を用いることには慎重にすべきであり、「新しい学校」にふさわしい名が別途検討されることを望むとされております。

(4)は、まちづくり部局へのご要望となりますが、東苗穂小学校の跡活用についてです。市役所内部の利用計画がない場合については、別途、協議体を立ち上げて検討していくにあたり、地域意見を十分に聞き、民間事業者への売却を前提とした活用方法を検討すること、とされております。最後に、今回の学校規模適正化を含めた施設再構築の取組により、子どもの教育環境改善はもとより、伏古本町・札幌地区が一層魅力ある地域になることを望むと記載されております。以上が、意見書の内容でございます。

最後に、今回の学校規模適正化を含めた施設再構築の取組により、子どもの教育環境改善はもとより、伏古本町・札幌地区が一層魅力ある地域になることを望むと記載されております。以上が、意見書の内容でございます。

続きまして、これらの意見書の内容を踏まえ、教育委員会としての、今後の取組方針について、でございます。

資料「別紙1-1」にお戻りください。下段に、2「今後の取組方針(案)」を記載しております。この意見書を尊重し、伏古小学校の敷地に新築する新設校の校舎・屋内運動場と、併設する児童会館の工事設計を進めるほか、後年次には、新設校の校名等や通学安全に関する検討を進めてまいりたいと考えております。

今後、後年次には、東苗穂小、伏古小の廃止及び再編新設校の設置にかかる学校設置条例改正について、また、再編新設校の通学区域の決定について、ご審議をお願いすることを予定しております。

今後もお諮りする場面が継続されることとなりますので、何とぞよろしく願いいたします。説明以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○山根教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、え、ご質問ご意見がございましたら、皆いたします。

○中野委員 児童会館の複合化というのは、統合ということだけでなく、なんかいろいろほかの要素も含むという意味でしょうか。

○学校支援担当部長 基本的には、札幌市の全体のまちづくりの中で、その地域の中でその小学校を核としてまちづくりってというのが進められております。様々な地区で、学校統廃合をする際に、周辺に児童会館やまちづくりセンター、地区会館など、それらの築年数にもよるのですが、それらが合築できるような施設の状態である場合は、可能の限り小中学校の新しい校舎の中に取り込むというような方向性で、今市全体として進めております。この地区につきましては、児童会館がたまたま合築できるような状況であったため、新しい施設の中に入れるということを決めているということでございます。

○中野委員 児童会館とは二つ合わせることであり、プラスアルファについては、まだ具体的には決まっていないということですね。

○学校支援担当部長 そうですね。ただ合築する場合は、今ある児童会館については廃止をするという方向で進めることになると思います。

○山根教育長 他、ございますでしょうか。

○山根教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」と発言するものあり)

○山根教育長 それでは議案にありますとおり、意見書の趣旨を最大限尊重して進めるということに決定されました。

○山根教育長 続きまして、議案第3号から第7号は公開しないところ願いますので、傍聴の方は恐縮ですが、退席をお願いいたします。

以下 非公開

◎議案第3号 議会の議案についての市長への意見の申出について

○山根教育長 それでは続きまして、議案第3号議会の議案についての主張への意見の申出についてであります。事務局から説明をお願いいたします。

○学校支援担当部長 議案第3号議会の議案についての市長の意見の申出について、学校支援担当部長の池田が引き続きご説明申し上げます。

本案は、本年11月28日に招集予定の第4回定例会市議会に損害賠償及び和解に関する件に係る議案を提出するにあたり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、市長は教育委員会の意見をきくことになっていることから、意見書の提案を行うものであります。それでは、お配りいたしました資料に沿ってご説明いたします。まず、事故の概要についてご説明いたします。別紙（事故の状況写真）の一番上の図をご覧ください。本年2月13日、札幌市立向陵中学校の敷地から本市のリース車両（①）が右折して東方向に進行する車線を走行しようとしたところ、後方を走行していた被害車両（②）と接触したものです。このとき、反対車線で信号待ちにより停止していた車両に気をとられたため、視界が悪く運転していた職員が走行状況を十分に確認できないまま、本件車線に進入しました。なお、自動車の破損状況は中段・下段の写真の通りです。

次に本件事故の対応について説明いたします。本市車両はリース契約により借り受けている車両であるため、リース会社が加入する任意保険を運営する保険会社が被害者と示談交渉を行ってきたところ、損害賠償額1,638,639円で被害者の内諾が得られました。その後、保険会社に対する損害賠償額の請求について定められた自動車損害賠償保障法第16条第1項の規定により被害者に対して、全額保険適

用により支払われました。

最後に本議案を提出する理由を説明いたします。本市では、金額が100万円以上となる損害賠償の額の決定及び和解は議会の議決事件とされております。本件は相手方が保険会社に損害賠償金を請求し、和解した上で既に100万円以上の損害賠償金を保険会社が支払っていますが、その賠償額の総額について議会の議決を経ることになっているため、直近の定例会である令和6年第4回定例会市議会に本議案を提出するものです。本件議案に係るご説明は、以上でございます。

○山根教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

○山根教育長 よろしいでしょうか。
(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは議案第3号については提案どおり決定させていただきます。